

平成25年10月22日

## 小平市国民健康保険税の賦課方式の二方式への移行について

### 1 二方式への移行の背景

#### (1) 国民健康保険税の賦課方式の動向

国民健康保険税(医療分)は、現在は「所得割」、「資産割」、「均等割」、「平等割」の4つの合計額をもって賦課している。

近年、固定資産税(土地・家屋)に着目する資産割について、固定資産税とは課税目的も性格も異なり二重課税ではないが、固定資産税と「二重課税」的ではないかなどの指摘がある。平等割については、世帯の構成人数の減少によりその意義が小さくなっている。また、他自治体においても資産割及び平等割は廃止してきている。

のことから、小平市においても「所得割」と「均等割」により課税する二方式を目指して、税率改定の際には「資産割」と「平等割」の税率と金額を段階的に下げてきている。

このように財源不足税を補うための税率改定を行うたびに、資産割、平等割の廃止に向けた削減を含めて議論することは議論を複雑にするとともに、二方式への移行の年限が見えず、被保険者(納税者)の理解も得にくいものとなってきている。

#### (2) 社会保障制度(医療制度)改革の動向

社会保障制度改革国民会議の報告を受け、平成25年8月21日に社会保障制度改革の手順を定める「プログラム法案」の骨子を閣議決定された。これによれば、平成29年度(2017年度)を目途に国民健康保険の保険者を市町村から都道府県に移管するものとされた。報道等によれば、平成27年度中に改正法案が提出され、その後の年度が新制度への移行期間となるものと想定される。

また、社会保障制度改革国民会議の議論からみると、将来的に都道府県が本來的な保険者となる形態や、国民健康保険の運営主体が都道府県となつても、都道府県において標準的な保険料率を設定した上で、各市町村が納めるべき分賦金を課し、各市町村は賦課方式や保険料率は個別に設定することができる仕組みも想定されている。

その場合において、東京都においては区市町村の現状から標準的な保険料率の設定は二方式とされる可能性は高いものと思われる。

## 2 二方式への移行の理由

1の背景から、国民健康保険の財源不足による税率等の改定ではなく、賦課総額として増減額を一致させた二方式に移行するための税率改定を行うものとする。

## 3 資産割及び平等割の課題

### (1) 資産割及び平等割の賦課の正当性

資産割及び平等割については、(2)で述べるような課題については、課税目的や賦課における技術的・量的な課題、租税徴収費と租税額との関係、負担に対する納税者の理解、歴史的な経過などを総合的にみて、国民健康保険制度のなかで保険者として判断し、法律に基づき条例改正を通して適正に決定してきているものであり、現行の四方式による賦課自体は適正なものである。

### (2) 資産割及び平等割の課題

現在の課税は適正に決定されてきたものであるが、国民健康保険被保険者の年齢や世帯、所得などの構成や分布が変わることにより、資産割及び平等割の賦課に関しては次のような課題がでてきている。

#### ① 資産割

- ア 他市町村に所有する固定資産は賦課対象とならない。
- イ 相続登記など名義変更していない固定資産は賦課対象とならない。
- ウ 居住専用の土地・家屋など非収益性の固定資産であっても賦課対象となる。
- エ 協会けんぽなどの他の医療保険には資産割はない。
- オ 後期高齢者医療制度、介護保険には資産割がない。
- カ 固定資産税との二重課税感がある。
- キ 固定資産以外の資産(有価証券などの動産等)は賦課対象とならない。
- オ 資産割を課している世帯は賦課した世帯の約36.8%<sup>1</sup>である。
- カ 資産割を廃止してきている市町村が増えてきている。(二方式等への移行)

#### ② 平等割

- ア 国民健康保険の被保険者が1人の世帯は約58.2%<sup>2</sup>、一世帯当たりの被保険者人数は約1.7人<sup>3</sup>であり、平等割の性格は第二の均等割額となってきている。
- イ 後期高齢者医療制度、介護保険には平等割がない。
- ウ 平等割を廃止してきている市町村が増えてきている。(二方式への移行)

<sup>1</sup> 平成25年度当初予算における推計数値、資産割賦課世帯 12,259 世帯÷平等割賦課世帯 33,318 世帯で試算した。

<sup>2</sup> 平成25年4月1日現在:16,870 世帯/28,996 世帯

<sup>3</sup> 平成24年度の被保険者世帯人数:48,557 人/29,242 世帯(国民健康保険事業年報)

(3) 26市の賦課方式の状況

26市の賦課方式の状況(平成25年度)

賦課方式	市数	市 名 称
四方式	9市	昭島、小金井、小平、日野、狛江、東大和、清瀬 武蔵村山、あきる野
三方式	4市	町田、東村山、 <u>東久留米</u> 、 <u>西東京</u>
二方式	13市	八王子、立川、武蔵野、三鷹、青梅、府中、調布 国分寺、 <u>国立</u> 、 <u>福生</u> 、多摩、稻城、羽村、(参考:23区)

※アンダーラインの市は、平成24年度以降に賦課方式を変更した。

4 二方式への移行の基本的な考え方

(1) 移行期間

平成26年度から3年間で移行させる。平成26年度、平成27年度を経過措置の期間とし、平成28年度(2016年度)で本則での課税(二方式への移行完了)とする。

(2) 資産割の廃止

資産割を3年間で段階的に廃止する。

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
税率	9.6% (現行)	6.4%	3.2%	0%

(3) 平等割の廃止

平等割を3年間で段階的に廃止する。

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
税額	5,400円 (現行)	3,600円	1,800円	0円

(4) 所得割及び均等割の賦課

資産割及び平等割額の段階的廃止に伴う課税基準額の減は、所得割及び均等割に税額(調定額)ベースで上乗せし、賦課総額で増減の均衡を保つように所得割税率及び均等割額を算定する。

① 所得割税率

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
税率	4.53%(現行)	4.65%	4.78%	4.90%

② 均等割額

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
税額	17,500円 (現行)	18,500円	19,500円	20,500円

※所得割、均等割の税率及び税額は、平成25年度当初賦課を基に算定したものである。

(5) 賦課総額の均衡

二方式への移行による賦課総額は増額させない。資産割の分は所得割に、平等割の分は均等割において賦課することで、増減の均衡を保つものとする。また、応益割(均等割)と応能割(所得割)の割合を変動させないようにする。

	平成25年度	平成28年度(本則)	差
応能割(所得割・資産割)	68. 9%	68. 9%	
応益割(均等割・平等割)	31. 1%	31. 1%	
年間金額(賦課額試算)	2,527,971千円	2,528,076千円	105千円

※二方式への移行による賦課総額の増減の均衡は、平成25年度当初賦課を基に試算した。

## 5 二方式(本則)化による影響

(1) 他団体の比較(改正後の本則)

平成25年度 二方式賦課団体(近接市) (単位:%、円)

	小平市	国分寺市	立川市	武蔵野市	三鷹市
所得割	4. 90	4.35	4.79	4.70	4.70
均等割	20,500	28,000	23,600	21, 300	24,400

(2) 改正後の本則における試算

① 所得割

所得額 (上記金額以下)	100万 (51.0%)	200万円 (71.2%)	300万円 (83.1%)	500万円 (92.8%)
現行 4.53%	30,351円	75,651円	120,951円	211,551円
本則 4.90%	32,830円	81,830円	130,830円	228,830円
差額	2,479円	6,179円	9,879円	17,279円

※所得額欄の「(上記金額以下)」は、平成24年度の同じ欄に標記された所得額以下の医療保険分の調定額による世帯の構成割合

② 資産割

固定資産税額 (上記金額以下)	6万円 (以下47.6%)	10万円 (以下78.8%)	15万円 (以下88.4%)	20万円 (以下91.6%)
現行 9.60%	5,760円	9,600円	14,400円	19,200円
差額	▲5,760円	▲9,600円	▲14,400円	▲19,200円

※固定資産税額欄の「(上記金額以下)」は、平成24年度の同じ欄に標記された固定資産税額以下の資産割が有る世帯うちの資産割算定基礎額による世帯の構成割合

※平成24年度の資産割算定基礎額5万1円以上6万円の階層の割合が最も高かった。(11.8%)

③ 均等割と平等割

均等割については、平等割(世帯割)の減額と均等割(被保険者割)との差額になるため、世帯における被保険者の人数により負担額が変わる。

被保険者人数 (構成比)	1人 (58.2%)	2人 (26.3%)	3人 (9.5%)	4人 (4.4%)
平等割減額	▲5,400円	▲5,400円	▲5,400円	▲5,400円
均等割増額	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円
差額	▲2,400円	600円	3,600円	6,600円

※均等割増額:20,500円(本則)—17,500円(現行)=3,000円

※被保険者人数欄の「(構成比)」は、平成25年4月時点の被保険者人数別の世帯割合

(3) モデル世帯(所得額:200万円/固定資産税額6万円/均等割額 2人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
所得割額	75,651円	77,655円	79,826円	81,830円
資産割額	5,760円	3,840円	1,920円	0円
均等割増額	35,000円	37,000円	39,000円	41,000円
平等割減額	5,400円	3,600円	1,800円	0円
合 計	121,800円	122,000円	122,500円	122,800円
差 領		200円	500円	300円
資産割無		2,200円	2,400円	2,200円

## 6 今後の税率改定等との関係

### (1) 今後の税率改定等

平成26、27年度の経過期間中に国民健康保険財政に財源不足が生じた場合には、保険者(市)において財源負担をし、被保険者へは影響がでないように対応する。

なお、平成26、27年度の経過期間中において、大きな制度改正等により保険者が対応しきれないような著しい財源不足が生じたときは改めて検討できるものとする。

また、平成29年度を目途に都道府県が保険者となるとの方針が示されているため、平成28年度以降については、新たな国民健康保険財政の仕組みや国民健康保険財政の見通しに基づき検討するものとする。

### (2) 後期高齢者支援金分及び介護保険分について

国民健康保険税における後期高齢者支援金分及び介護保険分の税率改定については、この二方式への移行においては対象としていないが、国民健康保険財政全体の状況で判断し、(1)に準じて基本的には被保険者へは影響がでないように対応する。

なお、後期高齢者支援金等及び介護納付金の国の算定において著しい負担の増加があった場合については、当該分について税率等の改正を行うことはできるものとする。

### (3) 課税限度額

医療分、後期高齢者支援金等及び介護納付金の各課税限度額の税法改正があつた場合については、課税限度額の改正は行うものとする。